第4章 災害復旧・復興

第1節 復旧・復興の基本方針

市は、県等関係機関と協議のうえ、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定めるものとする。

第2節 公共施設災害復旧事業計画

1 方針

被災した公共施設の災害復旧は、原形復旧にあわせて再度の災害発生を防止するために、必要な施設を可能な限り改良復旧又は新設を行う事業計画をたてるものとする。復旧計画は、災害の種類によって次の計画種別によるものとする。

2 災害復旧事業の種別

| 1. | 公共土木施設災害復旧事業計画 | 河川 |
|-----|-----------------------------|------------|
| 1. | A 六 工 小 肥 队 八 百 阪 旧 ず 木 미 四 | 海岸 |
| | | |
| | | 砂防設備 |
| | | 林地荒廃防止施設 |
| | | 地すべり防止施設 |
| | | 急傾斜地崩壊防止施設 |
| | | 道路 |
| | | 港湾 |
| | | 漁港 |
| | | 下水道 |
| | | 公園の各施設 |
| 2. | 農林水産業施設災害復旧事業計画 | 農地農業用施設 |
| | | 林業用施設 |
| | | 漁業用施設 |
| | | 共同利用施設の各施設 |
| 3. | 都市施設災害復旧事業計画 | |
| 4. | 水道施設災害復旧事業計画 | |
| 5. | 下水道施設災害復旧事業計画 | |
| 6. | 住宅災害復旧事業計画 | |
| 7. | 社会福祉施設災害復旧事業計画 | |
| 8. | 公共医療施設,病院等災害復旧事業計画 | |
| 9. | 教育施設災害復旧事業計画 | |
| 10. | 内閣府及び厚生労働省所管補助施設災害復旧事業計画 | |
| 11. | 官庁建物等災害復旧事業計画 | |
| 12. | その他の公共施設災害復旧事業計画 | |

第3節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業は、知事及び市長の報告、資料の提出及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、速やかに災害復旧に必要な財政需要額を把握し財源確保に努める。

法令等又は予算の範囲内において、国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる 災害復旧事業並びに「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和 37 年 法律第 150 号)」に基づき援助される事業は、次のとおりである。

1 国が財政の援助を行う主な法令等及び対象事業

| 法令等 | 補助等を受ける事業 | |
|-----------------------|-------------------|--|
| 1. 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 | 河川、海岸、道路、漁港等の復旧事業 | |

| 2. | 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 | 公立学校施設の復旧事業 |
|-----|--|---|
| 3. | 公営住宅法 | 公営住宅及び共同施設の復旧 |
| 4. | 土地区画整理法 | 災害により特別に施行される土地区画整理 |
| 5. | 海岸法 | 海岸保全施設等の復旧 |
| 6. | 感染症の予防及び感染症の患者に対する 医療に関する法律 | 感染症予防事業等 |
| 7. | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 災害により特に必要となった廃棄物の処理に係る費用 |
| 8. | 予防接種法 | 臨時に行う予防接種 |
| 9. | 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 | 街路等の都市施設の復旧 |
| 10. | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助 の暫定措置に関する法律 | 農地、農業用施設、漁港施設、共同利用施設の復旧事業 |
| 11. | 天災による被害農林漁業者等に対する資金 の融通に関する暫定措置法 | 被災した農林水産業者の経営支援 |
| 12. | 上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設 災害復旧費補助金交付要綱 | 上水道施設並びに簡易水道施設及び飲料水供給施設を 原形に復旧する事業並びに応急的に施設を設置する事 業 |
| 13. | 防災のための集団移転促進事業に係る国の 財政上の特別措置等に関する法律 | 集団移転促進事業 |
| 14. | 水道法 | 上水道施設の復旧事業 |
| 15. | 下水道法 | 下水道施設の復旧事業 |
| 16. | 道路法 | 道路の復旧事業 |
| 17. | 河川法 | 河川の復旧事業 |
| 18. | 生活保護法 | 生活保護施設復旧事業 |
| 19. | 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱 | 児童福祉施設復旧事業 |
| 20. | 身体障害者福祉法 | 身体障害者社会参加支援施設復旧事業 |
| 21. | 老人福祉法 | 老人福祉施設の復旧 |
| 22. | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 に支援するための法律 | 障害者支援施設等の復旧 |

2 激甚災害に係る財政援助事業及び措置

| | <u> </u> | -徐の別以抜助争未及び恒直 |
|-----|----------|-----------------------------------|
| 公共二 | 上木施 | 設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 |
| | 1. | 公共土木施設災害復旧事業 |
| | 2. | 公共土木施設災害関連事業 |
| | 3. | 公立学校施設災害復旧事業 |
| | 4. | 公営住宅等災害復旧事業 |
| | 5. | 生活保護施設災害復旧事業 |
| | 6. | 児童福祉施設災害復旧事業 |
| | 7. | 老人福祉施設災害復旧事業 |
| | 8. | 障害者支援施設等災害復旧事業 |
| | 9. | 婦人保護施設災害復旧事業 |
| | 10. | 感染症指定医療機関災害復旧事業 |
| | 11. | 感染症予防事業 |
| | 12. | 堆積土砂排除事業(公共施設区域内、公共施設区域外) |
| | 13. | 湛水排除事業 |
| 農林石 | 水産業 | に関する特別の助成 |
| | 1. | 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置 |
| | 2. | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 |
| | 3. | 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 |
| | 4. | 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 |
| | 5. | 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助 |
| | 6. | 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助 |
| | 7. | 共同利用小型漁船の建造費の補助 |
| | 8. | 森林災害復旧事業に対する補助 |
| 中小红 | 企業に | 対する特別の助成 |
| | 1. | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 |
| | 2. | 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 |

その他の財政援助措置及び助成

- 1. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 2. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 3. 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 4. 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- 5. 水防資材費の補助の特例
- 6. 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- 7. 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に
- 8. 対する特別の財政援助
- 9. 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第4節 被災者の生活再建等の支援

1 方針

災害時には、多数の人々の生命又は身体に危害を受け、あるいは住居、家財が損壊する等大きな痛手を被ることが予想される。このため、自立的生活再建の支援に関する各種措置を講じることにより市民の自力復興等を促進し、もって生活安定の早期回復を図るものとする。

市及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳を活用してきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を活用できる環境の整備に努めるものとする。

2 各種被災調査の違いに関する被災者への事前説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に説明するものとする。また、県は、市の活動の支援に努めるものとする。

第5節 被災者生活再建支援金の支給

「被災者生活再建支援法」に基づき、被災者生活再建支援金の支給を行う。

1 制度の対象となる自然災害

① 災害救助法の適用基準(災害救助法施行令第1条第1項)のうち1号 又は2号を満たす自然災害が発生した市町村(※)

災害救助法施行令 別表第1(第1号関係)

災害救助法施行令 別表第2(第2号関係)

| 市町村の区域内の人口 | 住家が滅失した 世帯の数 | 都道府県の区域内の人口 | 住家が滅失した 世帯の数 |
|-----------------------|-----------------|-------------------|--------------|
| 5,000人未満 | 30 | 1, 000, 000人未満 | 1, 000 |
| 5,000人以上 15,000人未満 | 40 | 1, 555, 555, 577, | 1, 000 |
| 15,000人以上 30,000人未満 | 50 | 1,000,000人以上 | 1, 500 |
| 30,000人以上 50,000人未満 | 60 | 2,000,000人未満 | |
| 50,000人以上 100,000人未満 | 80 | 2,000,000人以上 | 2, 000 |
| 100,000人以上 300,000人未満 | 100 | 3, 000, 000人未満 | |
| 300,000人以上 | 150 | 3,000,000人以上 | 2, 500 |

(※) 1号適用:別表第1の被害が発生した市町村

2号適用: 別表第2の被害が発生した都道府県において、別表第1の世帯数の2分の1に 該当する被害が発生した市町村

(住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、半壊2世帯、床上浸水3世帯をもって、 それぞれ住家が滅失した1世帯とみなされる)

- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯 以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑤ ③又は④の都道府県に隣接する都道府県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの(人口10万未満のものに限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 全壊5世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万以上10万未満のものに限る) 全壊2世帯以上の被害が発生した市町村(人口5万未満のものに限る)

2 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- (1) 住宅が「全壊」した世帯
- (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯 (大規模半壊世帯)
- (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

3 支援金の支給額

支給額は、基礎支援金と加算支援金の合計額となる(※ 世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額となる。)

| | 基礎支援金 | 加算支援金 | | ät | |
|----------------------|-----------|-------------|-------|-------|--|
| | (住宅の被害程度) | (住宅の再建方法) | | nT | |
| ①全壊 | | 建設・購入 | 200万円 | 300万円 | |
| ②解体 | 100万円 | 補修 | 100万円 | 200万円 | |
| ③長期避難 | | 賃借(公営住宅を除く) | 50万円 | 150万円 | |
| | 50万円 | 建設・購入 | 200万円 | 250万円 | |
| ④大規模半壊 (損害割合40%台) | | 補修 | 100万円 | 150万円 | |
| | | 賃借(公営住宅を除く) | 50万円 | 100万円 | |
| | | 建設・購入 | 100万円 | 100万円 | |
| ⑤中規模半壊 | _ | 補修 | 50万円 | 50万円 | |
| | | 賃借(公営住宅を除く) | 25万円 | 25万円 | |

4 支援金の支給申請

| 申請窓口 | 市町村 | |
|----------|-------|-----------------|
| 中誌時の活仕事素 | 基礎支援金 | 罹災証明書、住民票等 |
| 申請時の添付書面 | 加算支援金 | 契約書(住宅の購入、賃借等)等 |
| 申請期間 | 基礎支援金 | 災害発生日から13月以内 |

| 加算支援金 | 災害発生日から37月以内 |
|------------------|------------------------|
| 川目立程全 | 1 33 主発生 日から 37 日 17 囚 |
| 711 31 X 11X 11X | |

5 基金からの支給及び国の補助

被災世帯への支援金の支給は、国の指定を受けた被災者生活再建支援法人(公益財団法人都道府県会館)が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して支給することとなっている。基金が支給する支援金の2分の1に相当する額を、国が補助する。

第6節 災害弔慰金等の支給及び貸付け

市は、「災害弔慰金の支給等に関する法律」及び「鳴門市災害弔慰金の支給等に関する条例 (昭和 49 年条例第 48 号)」に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護 資金の貸付けを行う。

1 災害弔慰金の支給

- (1) 支給対象は、政令で定める災害により死亡した市民の遺族とする。
- (2) 支給額は、生計維持者については500万円以内、その他の者については250万円以内とする。ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を差し引いた額を支給する。

2 災害障害見舞金の支給

- (1) 支給対象は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に相当程度の障がいがある市民に支給する。
- (2) 支給額は、生計維持者については250万円以内、その他の者については125万円以内とする。

3 災害援護資金の貸付け

- (1) 貸付対象は、災害救助法が適用された災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主とする。(所得制限有)
- (2)貸付限度額(世帯主の負傷、家財、住居等の被害の程度により異なる。)

| 世帯主の1カ月以上の負傷 | 50 万円~350 万円 |
|--------------|---------------|
| 住居又は家財の損害 | 150 万円~350 万円 |

- (3)貸付利率は、年3%とする。(据置期間は無利子)
- (4) 据置期間は、3年(特別の事情のある場合は5年)とする。
- (5) 償還期間は、10年(据置期間を含む)とする。
- (6) 償還方法は、年賦又は半年賦とする。

4 災害見舞金の交付

市は、「鳴門市災害見舞金交付要綱」(平成 13 年 10 月 1 日施行)に基づき、災害見舞金の交付を行う。

| 支給対象者 | 自然災害により住家に被害を受けた世帯の世帯主又は自然災害により死亡若しくは行方不明となった者の遺族(葬祭執行者を含む)。 | | |
|-------|--|------------------|--|
| | ただし、災害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | |
| 見舞金の額 | 住家が全壊又は流出した場合 | 1 世帯につき 20,000 円 | |
| | 住家が半壊した場合 1 世帯につき 10,000 円 | | |
| | 死亡又は行方不明の場合 1人につき 20,000 円 | | |

第7節 被災者台帳の作成・利用

1 被災者台帳の作成

市長は、被災者の援護を総合的かつ効率的に行うために必要と認めた場合、法第 90 条の 3 に基づく以下の被災者情報を記録した台帳を作成する。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 電話番号その他連絡先
- (9) 世帯の構成
- (10) 罹災証明書の交付の状況
- (11) 市長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合にはその提供先、その旨及びその日時
- (12) 被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (13) 市長は、被災者台帳作成のため、必要があると認めるときは、関係自治体の長等に対して、被災者に関する情報提供を求める。

2 被災者台帳の利用

市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、法第 90 条の 4 に基づき市対策本部内において被災者台帳を利用する。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- (3) 他の自治体に台帳情報を提供する場合で、提供される自治体が、被災者への援護に必要な限度で利用するとき

また、台帳情報の提供について申請があった場合は、同法施行規則に基づき不当な目的による場合等を除いて情報提供を行う。

第8節 罹災証明書及び罹災届出証明書

1 体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅延なく行われるよう、住家被害調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。
- (2) 市は、住家被害の調査の罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。
- (3) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用につい

て検討するものとする。

(4) 県は、市に対し、住家被害調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の 住家被害調査の迅速化を図るものとする。また、他の都道府県や民間団体との協定の締 結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 災害時の対応

(1) 罹災証明書

市は、被害家屋調査等の結果に基づいて、被災者に罹災証明書の申請手続き等を周知するとともに、住家の被害程度等を証明する「罹災証明書」を遅滞なく被災者に交付する。また、車両被害については、減税等の措置が取られる場合に、罹災証明を交付する。

(2) 罹災届出証明書

被災者台帳により確認できない場合であっても、申請者の立証資料等により客観的に 判断できるときは、罹災届出証明書を発行するものとする

- (3) 市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。
- (4) 県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して被災市町村の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うことにより、被災市町村間の調整を図るものとする。

第9節 安否情報の提供

市は、被災者の安否について市民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に 侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性 の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものと する。

この場合において、市、県は安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方 公共団体、消防機関、県警察等と協力し、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

1 照会手続

- (1) 照会者は、市長に対して次の事項を明らかにして照会を行わなければならない。
 - 1. 照会者の氏名、住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)その他照会者を特定するために必要な事項
 - 2. 照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
 - 3. 照会をする理由
- (2) 安否情報の照会を受けた市長は、当該照会者に対して運転免許証、健康保険の被保険 証、在留カード、特別永住者証明書、マイナンバーカードなどの当該照会者が本人であ

ることを確認するに足りるものの提示を求めることなどにより、照会者が本人であることを確認するものとする。

2 安否情報の提供内容

安否情報の照会を受けた市長は、その照会が不当な目的によるものと認めるときなど一定の場合を除き、照会者と照会に係る者との間柄に応じて、適当と認められる範囲の安否情報の提供をする。

| | 間柄 | 提供する情報の範囲 |
|----|--------------------|---------------------|
| 1. | 照会者が照会に係る被災者の同居の親 | 照会に係る被災者の居所、負傷若しくは疾 |
| | 族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻 | 病の状況又は連絡先その他安否の確認に必 |
| | 関係と同様の事情のある者その他婚姻 | 要と認められる情報 |
| | の予約者を含む) | |
| 2. | 照会者が照会に係る被災者の親族(1. | 照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況 |
| | を除く)又は職場の関係者その他の関 | |
| | 係者 | |
| 3. | 照会者が照会に係る被災者の知人その | 照会に係る被災者について保有している安 |
| | 他の当該被災者の安否情報を必要とす | 否情報の有無 |
| | ることが相当であると認められる者 | |

また、上記にかかわらず、以下の場合にも提供する。

| 4. | 照会に係る被災者が、照会者に対する | 同意の範囲内で提供する。 |
|----|-------------------|----------------|
| | 安否情報の提供について同意をしてい | |
| | る場合 | |
| 5. | 上記にかかわらず、公益上特に必要が | 必要と認める限度で提供する。 |
| | あると認めるとき | |

第10節 雇用機会及び労働条件の確保

市は、災害時の対策として、被災者の職業斡旋について、徳島労働局に対する要請措置等の 必要な計画を策定する。

第11節 市税等の徴収猶予及び減免等

1 市税

市は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) 又は災害による市税の減免に関する条例(昭和 41 年条例第 37 号)により、市民税、固定資産税 等の緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に応じて適切な措置を講 じるものとする。

2 国民健康保険料

市は、被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市国民健康保険条例(平成 12 年条例第 26 号)により、国民健康保険料の減免等の措置を講じるものとする。

また、医療サービスを必要とする者においては、鳴門市国民健康保険一部負担金減額、免除 及び徴収猶予事務取扱要綱(平成 19 年告示第 2 2 号)により、一部負担金の減免等の措置を 講じるものとする。

3 後期高齢者医療保険料

市は、被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市後期高齢者医療に関する条例(平成 19 年 条例第 34 号)により、後期高齢者医療保険料の減免受付等の措置を講じるものとする。

また、医療サービスを必要とする者においては、同条例により、一部負担金の減免受付等の 措置を講じるものとする。

4 介護保険料

市は被災した保険料の納付義務者に対し、鳴門市介護保険条例(平成 12 年条例第 27 号)により介護保険料の減免措置を講じるものとする。

また、介護サービス利用者においては、鳴門市介護保険利用者負担減免取扱規則(平成 19 年規則第 8 号)により、利用者負担の減免等の措置を講じるものとする。

第12節 被災者向け生活相談窓口の開設

市は、災害により被害を受けた市民が速やかに再起更生できるよう、市役所内に相談窓口を 開設する。相談窓口においては、生活相談、弔慰金等の支給、援護資金等の相談に応じる。

また、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅以外にも、利用可能な公営 住宅や空き家等を把握し、迅速な斡旋に努める。

第13節 復興法に基づく計画的復興

1 方針

災害発生後、被害を受けた市民の一日も早い生活の安定と速やかな復興を総合的に推進する ため、震災復興体制を構築するとともに、「大規模地震からの復興に関する法律(以下「復興 法」という。)|に基づく復興計画(以下「「市復興計画」という。|を迅速に定める。

2 市復興計画の策定に係る庁内組織の設置

市は、復興に関わる総合的措置を講じ、速やかな復興を図るために、復興に関する事務等を 行う組織(震災復興本部)を庁内に設置する。

当該本部内の市復興計画策定担当部局において、市復興計画に係る庁内(案)の作成、既存 計画(施策)との整合性の確保、庁内各部局の調整を行う。

3 復興計画の策定

大規模な災害により地域が崩壊し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、被災地の再建は、都市構造や産業基盤の改変を伴うような高度かつ複雑な大規模事業になる。事業を速やかに実施し、多くの関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を推進していくため、復興法に基づき、国が定める復興基本方針及び県復興方針に即して、市復興計画を策定する。

4 復興に関する調査

本計画第3章「災害応急対策」において定めた調査に加えて実施する調査である。復興応急 対策のために行う具体的で詳細な調査であり、以下の区分がある。

| 1. | 建築物の被災状況に | 市は、被災地全体の建築物被災状況調査を実施。全壊・半壊等の結果を整理 |
|----|-----------|--------------------------------------|
| | 関する調査 | して県に報告する。 |
| 2. | 公園・緑地等の被災 | 市、県及び国は、広域避難地、広域応援活動拠点、応急仮設住宅用地となる公 |
| | 状況調査 | 園・緑地等の被害状況を調査する。 |
| 3. | その他の都市基盤復 | 市、県及び国は、港湾・漁港・治山・海岸・下水道・廃棄物処理施設等の被害調 |
| | 興に係る調査 | 査や、災害廃棄物の状況について調査する。 |

| 4. | 住宅の復興に関する | 市は、応急仮設住宅等入居状況について、仮設住宅の種類別、立地場所別に |
|--|-----------|-------------------------------------|
| | 調査 | 整理して県に報告する。 |
| 5. | 住家被害状況調査 | 市は、罹災証明書発行の根拠となる住家の被害状況を調査する。また、情報が |
| | | 不足している地域等については補足調査を行う。 |
| 6. | 被災離職者に係る調 | 離職者の特性や地域経済の損失状況を把握し、雇用対策に活用する。 |
| | 査 | |
| 7. | その他生活再建に係 | 市及び県は、要配慮者の被災状況や地域における医療需要、医療機関の再開 |
| | る調査 | 状況の把握、社会福祉施設の被災・復旧状況、社会教育施設等の被災状況 |
| | | 等、その他の生活再建に必要となる被災状況について調査する。 |
| 8. | 事業所等の被害調査 | 市は、業種別、規模別被害額や工場、商店、農地・農林水産業施設等の被災に |
| | | ついて調査する。 |
| 9. | 地域経済影響調査 | 市は、災害基盤施設被害状況、事業者の物的被害状況、事業停止期間、取引 |
| | | 状況について調査を行う。 |
| 【8.及び9.にについて】特に中小企業の工場、商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関 | | |

【8.及び9.にについて】特に中小企業の工場、商店街の商店等の被災状況等は、生活再建支援策と密接に関係するため、市及び県は可能な限り綿密に調査を行うこととする。

5 復興の進捗状況モニタリング

復興対策は長期にわたり、その進捗状況は発災から経過した時間や地域によって異なる。このため、住宅、都市基盤、地域経済などの復興状況や被災者の生活再建の度合い、失業率、将来への意向等を復興の状況に応じて的確に調査し、必要に応じて復興対策や復興事業における事業計画等を修正する。

第14節 防災のまちづくり

- (1) 防災のまちづくり(防災まちづくり)とは、地域において災害に備えるまちづくりを進めていくためには、地域住民等が防災を意識すること、行政だけではなく地域住民等と協力しながら取り組むことを重視する考え方である。
- (2) 市及び県は、復興のために市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別 措置法等を活用するとともに、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに市民 のコンセンサスを得るように努める。そして、早急な市民生活再建のため、土地区画整 理事業や市街地再開発事業等を実施し、合理的かつ健全な市街地形成・都市機能の更新 を図る。
- (3) 災害に強いまちの形成を図るための総合的な防災・減災対策の実施
 - 1. それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や 避難に必要な施設の整備
 - 2. 「Eco-DRR (生態系を活用した防災・減災)」及び「グリーンインフラ」の推進 (自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める取組)
- (4) 被災地の復興計画作成時の留意点
 - 1. 地域コミュニティの維持、回復及び再構築に配慮すること (地域のコミュニティは、被災者の心の健康の維持、被災地の物心両面にわたる 復興に大きな役割を果たす)
 - 2. 要配慮者の参画を促進すること